

萩・石見空港利用動態調査及び経済分析企画実施業務
企画提案募集要領

平成30年5月9日

1. 目的

萩・石見空港利用者の動態及び経済波及効果等を調査し、今後の利用促進施策の基礎資料とする。

2. 委託業務の内容

(1)業務名

萩・石見空港利用動態調査及び経済分析 企画実施業務

(2)委託期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

(3)業務の内容

萩・石見空港の利用動態及び経済波及効果に関する調査の企画及び実施

※詳細は別紙委託仕様書のとおり

3. 応募資格

(1)複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）若しくは単独の法人であること

(2)コンソーシアムの構成員若しくは単独の法人は次の各号を満たすこと。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4 1項規定に該当しない者であること。

(イ) 地方自治法施行令第167条の4 2項各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人、その他の使用人または入札代理人として使用する者でないこと。

(ウ) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(エ) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(オ) 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。

(カ) 島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。

(キ) 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、コンソーシアム構成員と単独の法人として重複参加していないこと。

4. 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案参加者から事前に企画提案参加表明書（様式1）を徴収して、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出を要請する。

(1)募集期間

平成30年5月9日（水）～ 5月22日（火）

(2) 企画提案の参加表明書の提出

企画提案に参加する者は、企画提案参加表明書(様式1)を平成30年5月22日(火)正午までに持参または郵送により1部提出すること。

※持参の場合受付時間は、午前9時から午後5時(土・日・祝日は除く。)までとし、郵送の場合は郵便書留に限る。

(4) 参加資格通知予定日

平成30年5月24日(木)

(5) 質疑の受付期間

質疑がある場合は、必ず企画提案質問書(様式3)にて平成30年5月30日(水)正午までに持参またはFAXより提出すること。

(6) 質疑の回答方法

回答は、企画提案の資格があると通知した者に対して、各参加者の質疑をとりまとめて回答する。なお、回答は企画提案参加表明書に記載された連絡担当者に対して、FAXより送信するので必ずFAX番号を記載すること。

なお、FAX番号の誤記載及び各社内で受信したものの伝達不備等により生じた不利益については関知しないので注意すること。

(7) 質疑の回答予定日

平成30年6月1日(金)

(8) 企画提案書提出期限

平成30年6月8日(金) 正午必着

(9) 審査

平成30年6月15日(金) ※書類審査とする

(10) 委託予定事業者の決定

平成30年6月15日(金)

○提出先及び問い合わせ先

萩・石見空港利用拡大促進協議会

担当：山田

〒698-0024 益田市駅前町17-1 (益田駅前ビル EAGA 3階)

TEL：0856-31-0365

5. 企画提案書の作成、提出方法等

(1) 作成方法

- ・企画提案書(様式2)により作成する。
- ・用紙の大きさはA4判縦、横書左綴じとする。(図表等は必要に応じてA3判の折り込みも可とする。)

(2) 提出方法

- ・計5部提出すること。

- ・平成30年6月8日（金）正午までに持参または郵送により提出すること。
※持参の場合受付時間は、午前9時から午後5時（土・日・祝日は除く。）までとし、
郵送の場合は郵便書留に限る。

(3) その他書類

- ・見積書を1部提出すること。

(4) 企画提案等に係る留意事項

- ・参加表明書又は企画提案が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。
 - ①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの
 - ②作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に適合しないもの
 - ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - ⑤虚偽の内容が記載されているもの
- ・企画提案に係る経費は、1提案あたり5,000円（消費税等含む）を支給する。ただし、受託者及び資格審査により参加資格のないとしたものに対しては支給しない。企画提案に係る経費は、受託者が決定した後、参加表明書に記載された銀行口座へ振り込む。
- ・提出期限以降における企画案書の差し替え及び再提出は認められないので留意すること。
- ・企画提案の採否は、文書で通知する。
- ・採用した提案は、萩・石見空港利用拡大促進協議会により内容の一部を変更することがある。
- ・企画提案に関して提出いただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。

6. 審査方法等

(1) 審査方法

次項の評価基準に基づき、書類審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案を出した者を本業務の受託者として選定する。

なお、審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は受託者を選定しないことがある。

(2) 応募者への採否通知

平成30年6月15日（金）までに提案者全員通知する。

7. 契約内容等

(1) 委託期間

契約締結日～平成31年3月31日

(2) 委託料上限額

5,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記委託料には、企画提案書に基づく委託業務の全て（調査企画・実施、分析、萩・石見空港利用拡大促進協議会との打合せに要する費用等）を含みます。

(3) 契約方法

受託予定事業者と委託内容、委託料について協議の上、委託契約を締結する。
契約締結にあたっては契約書を作成するものとする。

(4) 委託料の支払

原則として精算払とする。
ただし、契約に基づき、契約額の4割以内を前金払することができる。

(5) 一括下請け及び再委託の禁止

業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(6) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれ代える担保を納付すること。なお、契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令を準用する。

(7) 著作権等

本業務により生じた著作権その他権利は、萩・石見空港利用拡大促進協議会及び受託者双方に帰属するものとする。

(8) 個人情報の保護

本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）を遵守すること。

(9) 契約書及び業務仕様書

別途作成・提示する。